

第47回（平成21年度）北海道優良米生産出荷共励会実施要領

1 目 的

高い生産技術により良質・良食味米の出荷実績を挙げている生産者を表彰し、その取り組みを関係者に広く周知し、北海道米の食味・品質向上により商品性を高めるとともに、稲作の経営の安定に資する目的で実施する。

2 主 催 社団法人 北海道米麦改良協会

3 後 援 北海道

北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会
北海道農産物集荷協同組合

4 参加資格および手続き

- (1) 道の優良品種を全面積作付している個人及び法人を対象とする。但し、過去3カ年以内の最優秀受賞者は参加資格を有しない。
- (2) この共励会への参加は、市町村米麦改良協会が農業改良普及センター所長と協議の上推薦したものを、地区米麦改良協会において選考し推薦する。尚、農業協同組合または北海道農産物集荷協同組合傘下の集荷業者が推薦人になることも認める。
- (3) 作付面積（3カ年平均）により次の4部に分ける。
 - 第1部うるち 12.0ha以上
 - 第2部うるち 6.0ha以上12.0ha未満
 - 第3部うるち 2.0ha以上 6.0ha未満
 - 第4部もち 2.0ha以上
- (4) 推薦調書による応募期限は、平成21年12月18日(金)とする。
- (5) 大型施設を利用した生産者については施設の最終出荷実績を用いる。

5 共励項目

- (1) 土づくり並びに施肥、栽培管理等
- (2) 収量並びに収量の安定度
- (3) 出荷成績（1等米・高品質米の出荷）
- (4) 良質米生産のための努力（品質向上への技術的特徴等）

6 審 査

審査は、別に定める審査基準により行うものとする。

7 審査委員会

この共励会には審査委員会を設け、審査にあたる。

審査委員は会長が委嘱し、審査委員長は審査委員会で互選する。

8 表 彰

審査の結果、その成績が優秀と認めたものを表彰する。

委員長が必要と認めた時は、他の機関および団体の表彰を受けることができる。

9 そ の 他

個人の部の参加に際しては、21年産の「栽培履歴」を必ず添付する。

尚、この要領に定めない事項については、必要の都度委員長が別に定める。

また、各賞受賞者の氏名を公表することがある。